

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

No.2409

## 特集Ⅰ

化学物質の安全管理

リスク評価し低減策実施

薬傷・健康障害の予防徹底へ

東京応化工業

## 特集Ⅱ

悪い・正しい画像で教育

切創や腰痛を防ぐ

サミット

## ニュース

顧客による迷惑行為追加

厚労省検討会 精神障害の労災認定で

電子版はカラーでご覧になれます!!  
電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

9

1日号

2022

## ■ 災害のあらまし ■

労災請求人であるAは、日中は、カフェチェーンH社の店長として勤務、昼の仕事が終わると夜間は、宅配・デリバリーのアルバイトとして働いていた。H社とF社の労働時間を通算すると、月の時間外労働時間は100時間超だった。コロナ禍による影響でカフェの売上げが下がり、店舗責任者としての歩合給や報奨金が減り、生活費を少しでも補填するために1年前から仕事を掛け持ちし、週3～4日程度深夜勤務を行う生活が続いていたところ、精神疾患を発病した。

発症直前に、H社の業務で、自身の店舗の売上げが回復しないことにより、本社エリア統括責任者から強い指導・叱責があったという事実も確認されている。なお、H社とF社の事業主は同一人でない労働契約である。

## ■ 判断 ■

社員Aの働き方が、H社とF社の労働時間を合算すると、恒常的な長時間労働（月100時間を超える時間外労働）が認められるとされ、**業務上の労災と認定された。**

## ■ 解説 ■

・2020年9月1日の法改正

2020年9月1日より、1つの事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業場の業務上の負荷（労働時間やストレスなど）を総合的に評価して労災認定がなされるという改正が行われている。

労災保険は、労働者が業務や通勤が原因で、けがや病気などになったときや死亡したときに、治療費や休業補償など、必要な

# 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21  
社会保険労務士 小泉事務所  
東京会

所長 小泉 正典

第344回

保険給付を行う制度であるが、これまでは、複数の会社で働いている労働者について、働いているすべての会社の賃金額を基に保険給付が行われないこと、すべての会社の業務上の負荷（労働時間やストレスなど）を合わせて評価して労災認定されないことが課題であった。このため、多様な働き方を選択する労働者やパート労働者などで複数就業している方が増えているなど、副業・兼業を取り巻く状況の変化を踏まえ、複数事業労働者の方が安心して働くことができるような環境を整備する観点から、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）が改正されたものである。

なお、ここでいう複数事業労働者とは、被災した（業務や通勤が原因でけがや病気などになったり死亡したりした）時点で、事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者と定義されている。

#### ・負荷の総合的評価の改正

これまでは、1つの事業場のみの業務上の負荷（労働時間やストレスなど）を評価して、労災認定の判断をしていたところであるが、今回の改正によって、1つの事業場のみでは労災認定されない場合は、複数の事業場の業務上の負荷を総合的に評価して、労災認定の判断がなされることになった。なお、対象となる傷病などは、脳・心臓疾患や精神障害などとなっている。

今回の事例をこの改正内容に当てはめて考えてみよう。

これまでの脳・心臓疾患、精神障害などの判断基準によれば、H社とF社の負荷は合算されない。H社の業務で、上司から強い指導・叱責（業務上推定される指導・叱責の範囲内）を受けた事案については、心理的負荷の強度は、「中」となる。

F社業務では、具体的出来事は確認され



ない。よって、業務上外の判断は、「業務外」となる。ただし、改正内容を当てはめ複数業務要因災害として判断すると、H社の業務中の上司からの強い指導・叱責については、心理的負荷強度は、「中」、さらに、H社とF社の労働時間を合算すると、上司からの強い指導・叱責という出来事の後、恒常的な長時間労働（月100時間を超える時間外労働）が認められたため、発症前の心理的負荷強度は「強」となり、業務上外の判断は、「業務上」（複数業務要因災害）となる。よって、今回の事例は、業務上による複数業務要因災害として認定されたものとなった。

以下を参照のこと。

#### ・複数業務要因災害の範囲

複数業務要因災害による疾病の範囲は、新労災則第18条の3の6により、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表1の2第8号および第9号に掲げる疾病（以下「脳・心臓疾患、精神障害」という）およびその他二以上の事業の業務を要因とすることの明らかな疾病としており、現時点においては、脳・心臓疾患、精神障害が想定されている。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)